

令和6年6月出雲市選挙管理委員会定例会 会議録

令和6年6月3日（月）午前9時30分、出雲市選挙管理委員会定例会を招集し、市役所市民応接室で開催した。

1. 会議に出席した委員

選挙管理委員会委員長	岸	和	之
選挙管理委員会委員（委員長職務代理者）	川	瀬	吉
選挙管理委員会委員	藤	原	君
選挙管理委員会委員	原		市

2. 傍聴者 なし

3. 配布資料 別添のとおり

開会

(岸委員長) 令和6年6月の選挙管理委員会定例会を開会します。

1. 議事

(岸委員長) 議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消並びに定時登録について事務局から説明願います。

(事務局) 5月中に名簿登録者の性別変更があったことにより、5月1日現在の名簿登録者数の男女内訳と6月1日現在の名簿登録者数の男女内訳との差し引きが、抹消者数及び定時登録者数と一致していませんが、登録者総数に誤りはありませんので、補足説明いたします。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問・ご意見等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第1号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第1号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第2号 直接請求に必要な法定署名数を定めることについて説明願います。

(事務局) 議第1号で承認いただいた名簿登録者総数140,658人に、それぞれ3分の1、6分の1、50分の1を乗じて得た数について、小数点以下を切り上げた数を法定署名数として定めるものです。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問・ご意見等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、議第2号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので議第2号について承認します。

(岸委員長) 続いて、議第3号 出雲市選挙管理委員会規程及び出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部改正について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。まず、出雲市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程について、委員のみなさま、ご質問・ご意見等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、出雲市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので出雲市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程について承認します。次に、出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部を改正する要綱について、委員のみなさま、ご質問・ご意見等ございませんか。

(原委員) 閲覧要綱の改正によって、第3条に定めていた承認行為がなくなるのですか。また、第7条第3号の改正後の「資料」は、改正前の条文を包含できていますか。

(事務局) 閲覧要綱第3条の閲覧の申出については、公職選挙法に定める目的のための申出であれば必要な限度において閲覧させなければならないこととなっており、要綱第2条に該当するもの以外は、現状においても承認という形をとらずに閲覧をしていただいています。また、第7条については、改正前の条文が指し示している条項号が存在しておらず、改正による影響はありません。

(川瀬委員) 候補者等が選挙運動に使う場合なども名簿のコピーはできませんか。

(事務局) 手書きやパソコンへの入力によって書き写す方法は認められますが、複写機や写真による複写・撮影はできないため、今回明文化することにしました。

(岸委員長) その他にございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) それでは、出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部を改正する要綱について承認されますか。

(委員) 異議なし

(岸委員長) ご異議ありませんので出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部を改正する要綱について承認します。これをもって議第3号について承認されました。

2. 報告事項

(岸委員長) 次に、報告事項です。報第1号 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の

閲覧状況の公表について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) 報第1号については、説明のとおり承りました。

(岸委員長) 続いて、報第2号 18歳到達者へのお知らせハガキの送付について説明願います。

(事務局) この度の定時登録によって新有権者となった18歳到達者及び衆議院島根県第1区選出議員補欠選挙の選挙時登録によって新有権者となった18歳到達者のうち当該選挙の選挙区外の者に対し、6月上旬にお知らせハガキを送付します。

(岸委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(岸委員長) 報第2号については、説明のとおり承りました。

3. その他

(岸委員長) 最後に、その他事項1 次回の選挙管理委員会の日程について説明願います。

(事務局) 次回の選挙管理委員会定例会は、令和6年7月3日水曜日午前9時30分から301会議室で開催予定です。

(岸委員長) 以上をもちまして、令和6年6月の選挙管理委員会定例会を閉会します。

(閉会：午前10時10分)

令和6年6月出雲市選挙管理委員会定例会 議題

令和6年(2024)6月3日(月)
 午前9時30分～
 於 出雲市役所 市民応接室

議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消並びに定時登録について

(人)

項 目	男	女	計
令和6年5月1日現在の名簿登録者総数	67,421	73,016	140,437
1号該当(5.1～5.31)死亡	-75	-91	-166
2号該当(1.1～1.31)転出	-87	-76	-163
定 時 登 録 者 数	295	255	550
令和6年6月1日現在の名簿登録者総数	67,553	73,105	140,658
令和6年6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数	10	29	39
合 計	67,563	73,134	140,697

※140,658人の地域別内訳

	出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域
	76,401	19,892	2,493	2,735	4,203	11,614	23,320
令和6年5月1日比	192	10	-7	12	-16	4	26
令和6年3月1日比	103	-40	-22	-2	-21	-24	14

議第2号 直接請求に必要な法定署名数を定めることについて

- (1) 3分の1の数 46,886人
 議会の解散に係る請求(地方自治法第76条第1項)
 議員の解職の請求(地方自治法第80条第1項)
 市長の解職の請求(地方自治法第81条第1項)
 副市長・選挙管理委員・監査委員の解職の請求(地方自治法第86条第1項)
 教育長・教育委員の解職の請求(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項)
- (2) 6分の1の数 23,443人
 合併協議会設置協議を選挙人の投票に付する請求
 (市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項)
- (3) 50分の1の数 2,814人
 条例の制定・改廃に係る請求(地方自治法第74条第1項)
 監査に係る請求(地方自治法第75条第1項)
 合併協議会設置の請求(市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項)

議第3号 出雲市選挙管理委員会規程及び出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部改正について

- (1) 出雲市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【資料1】
- (2) 出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部を改正する要綱【資料2】

【報告事項】

報第1号 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について【資料3】

公職選挙法第28条の4第7項及び第30条の12並びに選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表に関する規程に基づき、令和5年度分の閲覧状況を公表します。

報第2号 18歳到達者への選挙人名簿登録のお知らせハガキの送付について

- (1) 対象者数 425人
- (2) 発送予定 6月上旬
- (3) 送付実績

(人)

	6月	9月	12月	3月	合計
令和元年度	249	216	455	412	1,332
令和2年度	390	448	431	366	1,635
令和3年度	415	441	422	364	1,642
令和4年度	432	392	454	418	1,696
令和5年度	369	410	347	371	1,497
令和6年度	<u>425</u>				425

【その他】

1 次回の選挙管理委員会の日程について

- (1) 日時 令和6年7月3日(水) 午前9時30分～
- (2) 場所 出雲市役所 3階 301会議室
- (3) 内容 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消について

○今後の日程

日程	内容	出席者
6月3日(月)	選管定例会 9:30～ 市民応接室	全委員
6月12日(水)	出前授業 平田高校	事務局
7月3日(水)	選管定例会 9:30～ 301会議室	全委員

【資料 1】 出雲市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

1 改正の要旨

(1) 改正の理由

選挙管理委員会の書記発令については、持続可能な選挙運営体制の構築を図るため、総務部も発令対象とすることとしており、書記発令の範囲を改めるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の要点

- ・書記を充てる職員の範囲について、「総務部総務課」を「総務部」に改める。(第 16 条関係)

(3) 施行期日

令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

2 新旧対照表

改正後	改正前
(書記) 第 16 条 委員会の書記は、総務部_____の職員をもってこれに充てるほか、出雲市行政センター設置条例(平成 30 年出雲市条例第 56 号)に規定する行政センター(以下「行政センター」という。)の地域振興課の職員及び市民サービス課の職員を兼ねさせる。	(書記) 第 16 条 委員会の書記は、総務部総務課の職員をもってこれに充てるほか、出雲市行政センター設置条例(平成 30 年出雲市条例第 56 号)に規定する行政センター(以下「行政センター」という。)の地域振興課の職員及び市民サービス課の職員を兼ねさせる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

【資料 2】 出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部を改正する要綱

1 改正の要旨

(1) 改正の理由

閲覧の申出方法や閲覧における禁止事項等を規定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の要点

① 閲覧の申出の方法について定める。(第 3 条関係)

② 閲覧における禁止事項として、撮影又は複写機能を有する機器による撮影及び複写を明記する。(第 5 条関係)

③ 在外選挙人名簿抄本の閲覧について準用規定を設ける。(第 9 条関係)

④ 文言を整理する。(第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条関係)

(3) 施行期日

令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

2 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(閲覧の拒否等)</p> <p>第 2 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を拒み、又は制限することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 多数の者が一時に閲覧を申し出た場合</p> <p><u>(閲覧の申出)</u></p> <p>第 3 条 <u>閲覧の申出をする者(以下「申出者」という。)</u>は、選挙人名簿抄本閲覧申出書(別記様式)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、<u>前項の閲覧の申出に基づき閲覧する者(以下「閲覧者」という。)</u>に対しその身分を証する書面の提示を求めることができる。</p> <p>(閲覧の方法)</p>	<p>(閲覧の拒否等)</p> <p>第 2 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を拒み、又は制限することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 多数の者が一時に閲覧を<u>申請した</u>場合</p> <p><u>(閲覧の申請)</u></p> <p>第 3 条 <u>閲覧をしようとする者は、選挙人名簿抄本閲覧申請書・誓約書(別記様式。以下「閲覧申請書等」という。)</u>を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。<u>ただし、第 2 条第 2 項第 1 号に該当する場合には、閲覧申請書等の提出を省略することができる。</u></p> <p>2 委員会は、<u>閲覧者</u>に対しその身分を証する書面の提示を求めることができる。</p> <p>(閲覧の方法)</p>

<p>第5条 閲覧の方法は、読取り、筆記その他委員会の定める方法によるものとし、<u>撮影又は複写機能を有する機器による撮影及び複写をしてはならない。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>(閲覧者等の責務)</p> <p>第6条 <u>申出者及び閲覧者</u>(以下「閲覧者等」という。)は、閲覧資料を閲覧の目的以外に使用してはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(委員会に対する報告等)</p> <p>第7条 閲覧者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会に文書で報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 委員会から閲覧により作成された<u>資料</u>の提出を求められたとき。</p> <p>(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)</p> <p>第9条 第2条から前条までの規定は、<u>在外選挙人名簿の閲覧について準用する。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>第5条 閲覧の方法は、読取り、筆記その他委員会の定める方法によらなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(閲覧者等の責務)</p> <p>第6条 <u>閲覧申請者及び閲覧者</u>(以下「閲覧者等」という。)は、閲覧資料を閲覧の目的以外に使用してはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(委員会に対する報告等)</p> <p>第7条 閲覧者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会に文書で報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 委員会から閲覧により作成された<u>第2条第2項第3号又は第4号に規定する調査等に係る報告書等</u>の提出を求められたとき。</p> <p>[新設]</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。なお、表中の[]の記載は、注記である。</p>	

【資料3】選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表

出雲市選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧の状況(令和5年4月分から令和6年3月分まで)を同法第28条の4第7項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年6月3日

出雲市選挙管理委員会 委員長 岸 和之

記

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	主たる事務所の所在地 (申出者が法人である場合)
株式会社東京商工リサーチ松江支店 (支店長 赤木操)	令和5年度島根県政世論調査業務実施に係る調査対象者の抽出	令和5年6月23日	出雲市全域から計535人	松江市殿町111
株式会社サーベイリサーチセンター (代表取締役 藤澤 士朗)	「日本の世論2023」の調査対象者の抽出	令和5年8月24日	第12投票区から11人	東京都荒川区西日暮里2-40-10
一般社団法人共同通信社 (社長 水谷亨)	日本世論調査会・共同通信社世論調査実施に係る調査対象者の抽出	令和5年9月15日	第71投票区から12人	東京都港区東新橋1-7-1
株式会社メディアスコープ (代表取締役 中尾禎仁)	島根県「水と緑の森づくり事業」に関する世論調査対象者の抽出	令和5年10月16日	出雲市全域から計510人	松江市北陵町51-3
読売新聞東京本社編集局世論調査部 (世論調査部長 杉田 義文)	読売全国世論調査実施に係る調査対象者の抽出	令和5年10月19日	第65投票区から45人	東京都千代田区大手町1-7-1

